

水道の料金制度

箕面市上下水道局

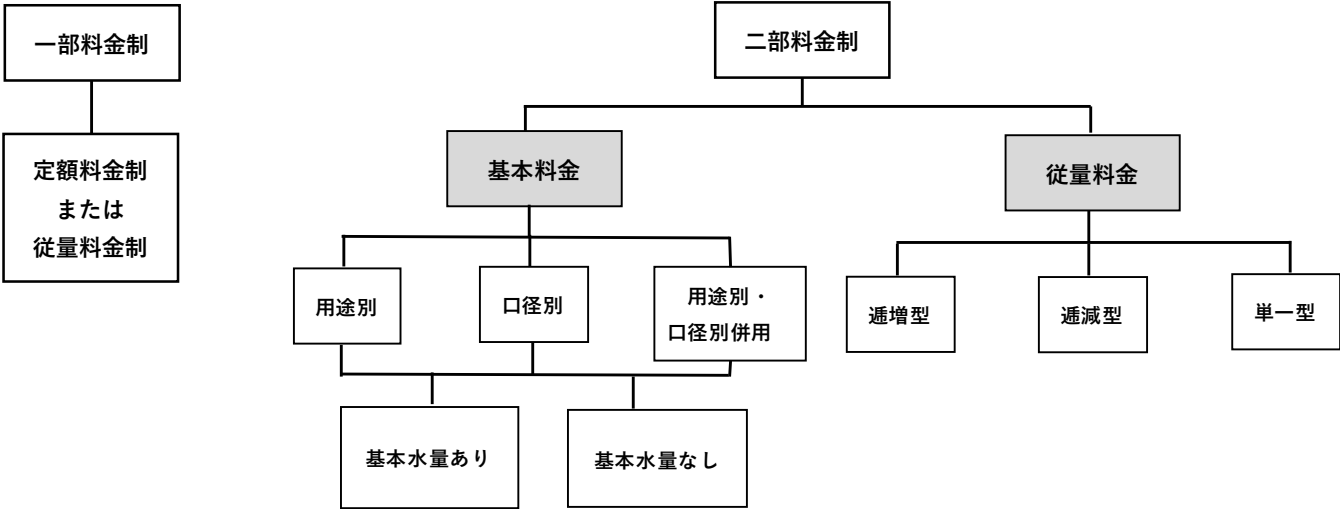
1. これまでの会議での料金体系に関するご指摘・ご意見

No.	会議	ご指摘・ご意見
1	令和6年度 第1回 (R7.3.3)	箕面市の給水原価(R5決算)は159円だが、1m ³ 当たり159円の水道料金を負担しているのは1ヵ月当たりの使用水量が33m ³ /月を上回る使用者である。しかし箕面市の水道使用者の水量分布では30m ³ 以下が約9割を占めており、残りの約1割の大口使用者の負担により経営が保たれている状態である。大口使用者に依存する状態から脱するしなければ、安心・安全な水道事業の維持が難しくなる。
2		箕面市の基本料金は686円/月であるが、府下においても、他の都道府県の自治体においても、非常に安い料金設定で、かつ、8m ³ まで基本水量が付与されている。日本水道協会が定める「 <u>水道料金算定要領</u> 」(注)によると、基本料金の中に基本水量を付与しないよう設定することとされている。
3		大口使用者や大工場を所有している企業などの大口径の使用者については、小口径の使用者に比べ、更新や維持に要するコストが多くかかるにもかかわらず、基本料金を同じ金額に設定していることは、公平性に問題があるのではないか。
4		近隣市でも水道料金を値上げしており、料金収入を確保して、管の更新、耐震化などをしっかり行うことが市民サービスではないか。
5	令和5年度 第1回 (R6.3.28)	箕面市の水道料金において、1か月20～30m ³ の使用水量では府内でも上位であるが、基本料金については、府内でも安く設定されている。
6		料金体系の見直しを料金値上げと同じタイミングで行うと使用水量の少ないかたに影響が大きく出てしまい、料金変更が難しくなるケースが他市の事例で見受けられる。市は将来的なことを見据えながら、検討してほしい。
7		高齢者が増え、子どもが少なくなっている。水量が減少しつつあるのではと思う。これから水道料金を考える際には、一般家庭全体のことを考えながら設定してほしい。

(注)「水道料金算定要領」は、公益社団法人 日本水道協会が発行する水道料金の算定の標準的な考え方を示したもので、令和7年2月に改訂版が発行された。

2. 水道の料金制度の種類・体系

区分・内容			
一部料金制	定額料金制または従量料金制のいずれかのみの料金制度		
		定額料金制	使用水量にかかわらず定額の料金制度
		従量料金制	単価を設定し水量に応じ料金を賦課する料金制度
二部料金制	基本料金と従量料金の組み合わせた料金制度。		
		基本料金 ※	水使用の有無にかかわらず徴収される料金
		用途別	使用用途(例・家庭用、営業用、浴場用など)により区分し、料金を賦課する制度
		口径別	使用者の給水管や水道メーターの口径の大きさに応じて区分し、料金を賦課する制度
		用途別・口径別併用	用途別と口径別を併用した料金制度
		従量料金	使用水量に応じて徴収される料金。使用水量に単価を乗じて計算する。
		逓増型	使用水量が増加すると単価が上がる方式の料金制度
		逓減型	使用水量が増加すると単価が下がる方式の料金制度
		単一型	使用水量の多寡にかかわらず単価が一定の料金制度



※基本料金には、「用途」や「口径」による区分の他に、「基本水量」の有無によっても区分される。「基本水量」とは「基本料金」に一定の水量を賦与することで、その範囲内での使用については従量料金を賦課せず「基本料金」のみの負担とする制度。

※「用途別」あるいは「口径別」の区分は、基本料金だけに設けられている場合と基本料金と従量料金の両方に区分を設けている場合とがある。

3. 二部料金制の料金のしくみ（基本料金と従量料金）

【基本料金】

水使用の有無にかかわらず徴収される料金。

【従量料金】

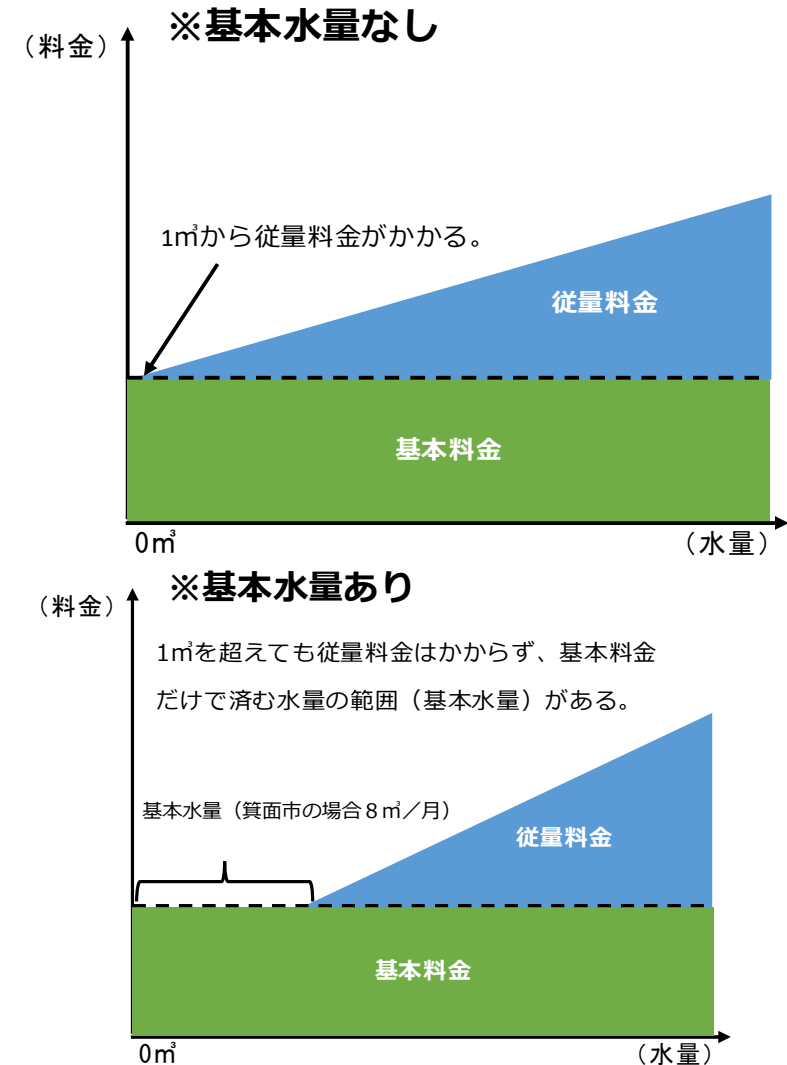
使用水量に応じて徴収される料金。使用水量に単価を乗じて計算する。

●基本水量とは

公衆衛生向上の観点から、生活上必要な一定程度の水の使用を促すことを目的として、一定の水量（基本水量）には従量料金を課さず、基本料金の中に含めるというのが「基本水量制」である。しかし、1世帯当たりの使用水量の減少などにより、その意義は失われてきている。

水道料金算定要領の考え方

- 固定費は基本料金で、変動費は従量料金で回収することが原則（基本料金の軽減措置は将来的に解消することを前提に経過措置として存置）
- 基本水量は廃止の方向（「経過的に存置することはやむを得ない」という文言が削除された）



4. 用途別料金体系と口径別料金体系

【用途別料金体系】

使用用途(例・家庭用、営業用、工場用、浴場用など)により区分して料金を賦課する制度で、負担能力に応じて価格差を設け、一般家庭の負担軽減などを目的として採用されている。

店舗兼住宅など用途を区分し難い場合があることや、使用者が用途を変更しても水道事業者が把握し難いことなどから、用途の違いによる料金の設定根拠が不明確になりかねないといった課題がある。

【口径別料金体系】

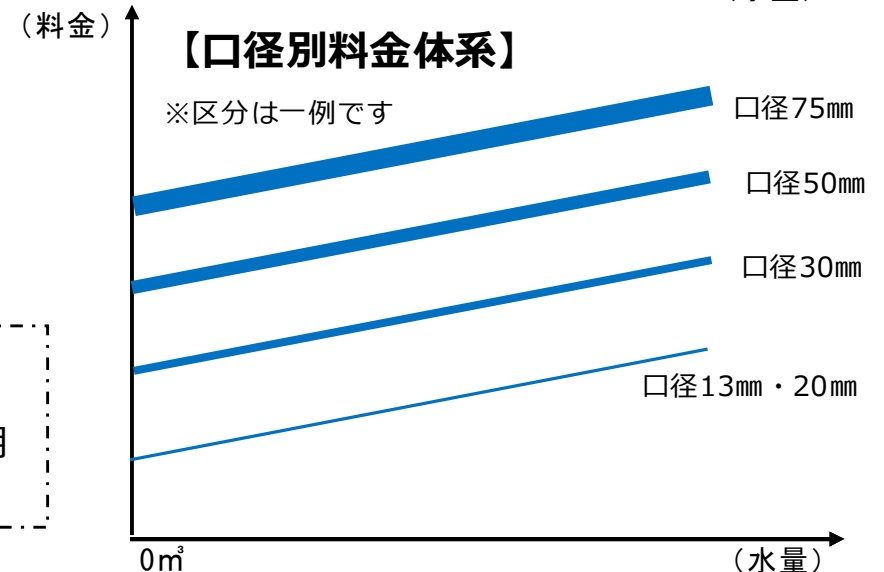
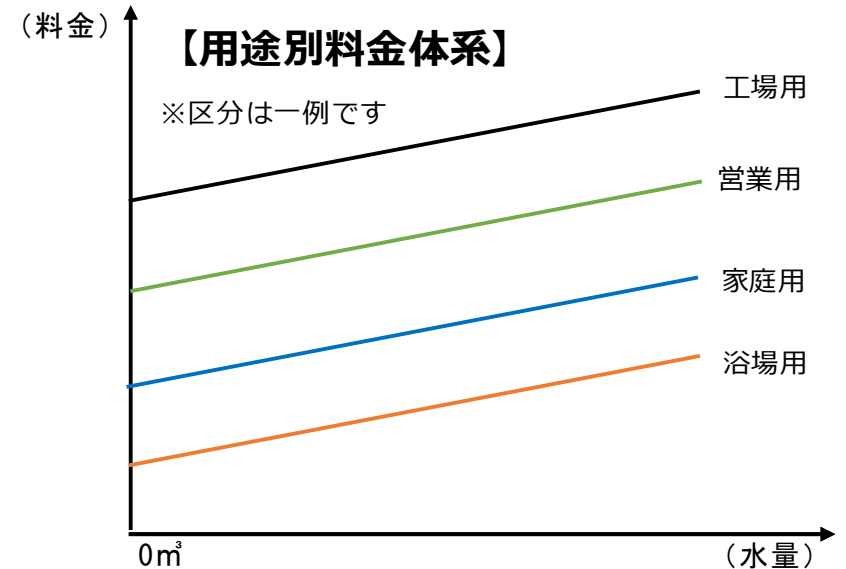
大きな口径ほど一度に多くの水を使用することができるため、管路や施設の更新にかかる負荷が小口径に比べて大きい(=より費用がかかる)ため、口径の大きさに応じて価格差を設ける制度。口径という明確に区分できる数値を用いるため、料金設定に客観性を持たせることができる。

※上記の二つの体系のほか、「用途別料金体系」と「口径別料金体系」の併用型の体系もある。

※また、それぞれの料金体系において、基本料金だけ区分を設け、従量料金は統一している場合、基本料金だけでなく従量料金にも区分を設けている場合がある。

水道料金算定要領の考え方

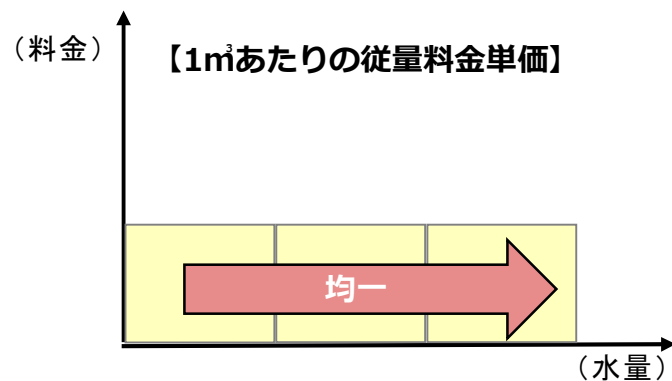
- 料金体系については、口径別料金体系への移行
(一時利用等、給水管の口径別によることが適当でない場合には、別途利用者群を設定することができる。)



5. 従量料金の種類

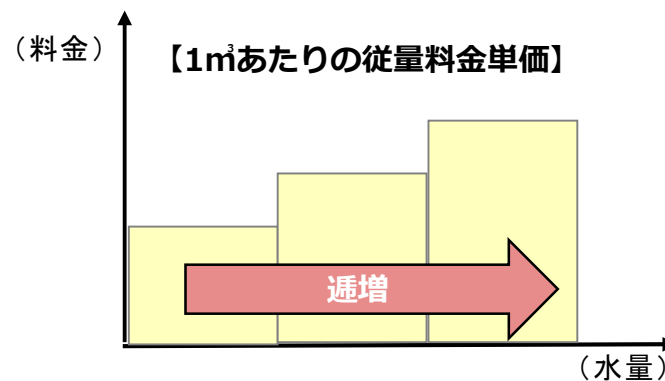
【均一型】

使用水量にかかわらず、従量料金の単価が一定の料金設定



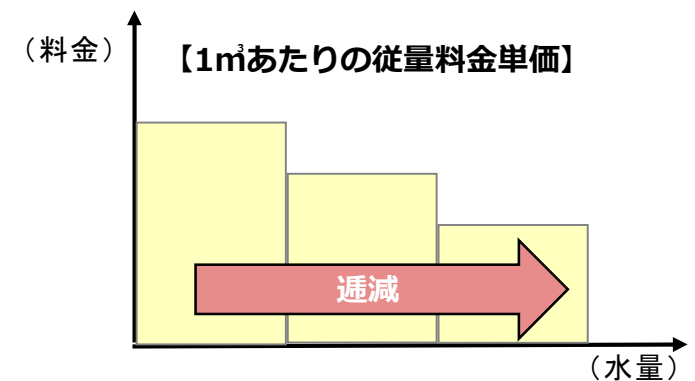
【逦増型】

使用量が増えると、従量料金の単価が高くなる料金設定



【逦減型】

使用量が増えると、従量料金の単価が低くなる料金設定



水道料金算定要領の考え方

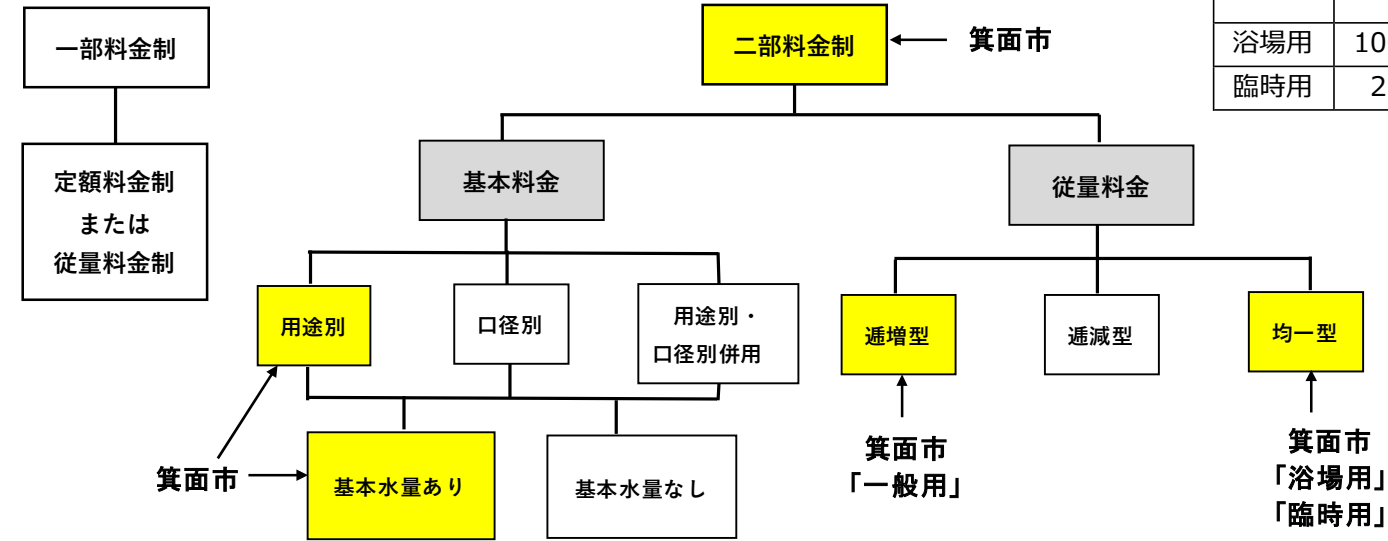
● 従量料金は「均一料金制が原則」

(料金の急激な変動を緩和するため、将来的に解消することを前提に逦増（逦減）制も経過措置として存置)

6. 箕面市の料金体系

箕面市の水道料金は「二部料金制」「用途別」の料金体系で「一般用」「浴場用（注）」「臨時用」の区分があります。また従量料金は「逓増制」を採用している。

（注）ここでいう「浴場」とは、公衆浴場法に基づき、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして位置づけられ、物価統制令により入浴料金が抑制されている施設（いわゆる「銭湯」）を指す。現在、箕面市内に「浴場」はないため、実質的には「一般用」と「臨時用」のみの区分となっている。



二部料金制 (1ヶ月 消費税抜き)				
用途	基本料金		従量料金	
	基本水量	(円)	水量ランク	(円/㎡)
一般用	8㎡まで	686	1～8㎡	－
			9～10㎡	126
			11～20㎡	168
			21～30㎡	192
			31～50㎡	230
			51～100㎡	255
			101～300㎡	285
			301～500㎡	320
			501㎡以上	355
浴場用	100㎡まで	5,600	1㎡につき	80
臨時用	2㎡まで	1,200	1㎡につき	600

逓増型
均一型

7. 箕面市の料金体系の課題(前回会議でのご指摘・ご意見の補足)

●使用水量ごとに給水原価と比較

水量 ①	料金			1m ³ 当たり 水道料金⑤ (④/①)	給水原価 (R5決算) との比較 ⑤-⑥
	基本料金 ②	従量料金 ③	計④ (②+③)		
0	686	0	686	-	-
1		0	686	686.0	527.0
2		0	686	343.0	184.0
3		0	686	228.7	69.7
4		0	686	171.5	12.5
5		0	686	137.2	▲ 21.8
6		0	686	114.3	▲ 44.7
7		0	686	98.0	▲ 61.0
8		0	686	85.8	▲ 73.2
9		126	812	90.2	▲ 68.8
10		252	938	93.8	▲ 65.2
20		1,932	2,618	130.9	▲ 28.1
30		3,852	4,538	151.3	▲ 7.7
31		4,082	4,768	153.8	▲ 5.2
32		4,312	4,998	156.2	▲ 2.8
33		4,542	5,228	158.4	▲ 0.6
34		4,772	5,458	160.5	1.5

給水原価 (R5決算)	159.0 ←⑥
----------------	----------

給水原価(1m³あたりのコスト)と比較すると上回っているものの、固定費は基本料金で回収すべきという原則に留意すると、686円では固定費を賄える水準に達していない(前回会議資料2 P15参照)ので、十分とはいえない。

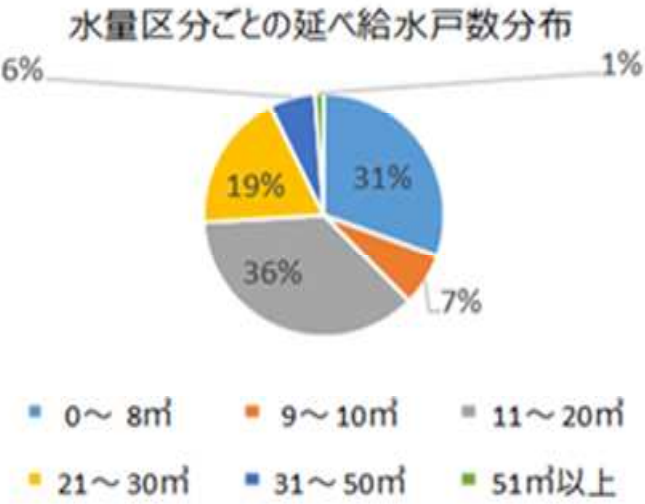
一月使用水量
5m³～33m³の層については、1m³当たりの水道料金が給水原価を下回っている。

7. 箕面市の料金体系の課題(前回会議でのご指摘・ご意見の補足)

●水量区分別戸数・使用水量・料金(R5・一般用)

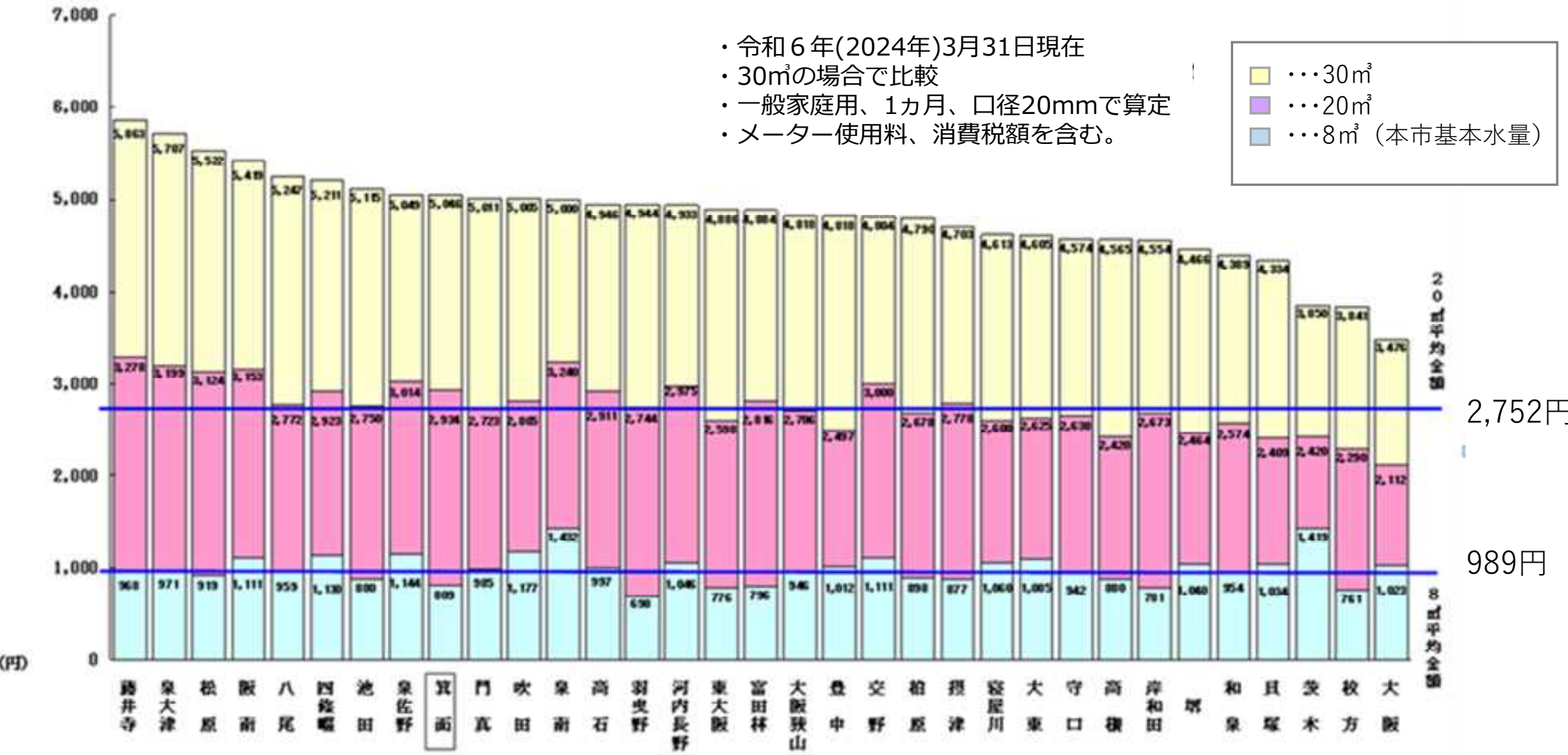
※区分外(開栓後初回請求・閉栓精算分)を除く

1 か月あたりの 使用水量	延べ戸数 (戸)		使用水量 (㎡)		1 戸当たり 平均使用水 量 (㎡)	料金 (円)		1 ㎡当たり 平均料金 (円)
		構成比		構成比		(税抜)	構成比	
0～ 8㎡	250,466	30.50%	1,063,495	7.75%	4.2	171,820,019	7.98%	161.56
9～ 10㎡	58,329	7.10%	534,027	3.89%	9.2	48,505,464	2.25%	90.83
11～ 20㎡	299,571	36.48%	4,573,331	33.34%	15.3	546,037,926	25.35%	119.40
21～ 30㎡	152,320	18.55%	3,695,545	26.94%	24.3	523,408,989	24.30%	141.63
31～ 50㎡	50,655	6.17%	1,825,847	13.31%	36.0	300,296,519	13.94%	164.47
51～100㎡	5,524	0.67%	356,171	2.60%	64.5	70,869,111	3.29%	198.97
101～300㎡	2,745	0.33%	463,072	3.38%	168.7	113,825,580	5.28%	245.81
301～500㎡	771	0.09%	297,138	2.17%	385.4	81,882,252	3.80%	275.57
501㎡以上	725	0.09%	909,366	6.63%	1254.3	297,713,924	13.82%	327.39
計	821,106	100.0%	13,717,992	100.0%	16.7	2,154,359,784	100.0%	157.05



8. 大阪府内各市水道料金

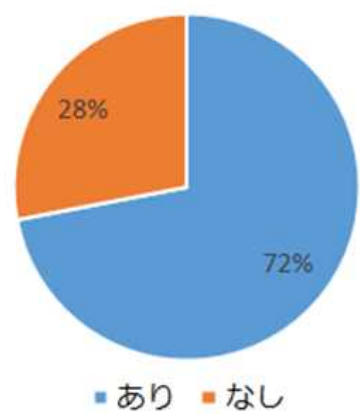
《前回会議(R7.3.3)資料から再掲》



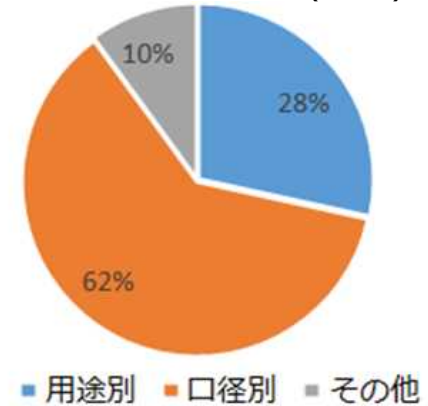
9. 全国の水道事業者の状況と箕面市の今後の方向性

※全国の水道事業者（末端給水1,246）の状況 （令和6年4月現在）

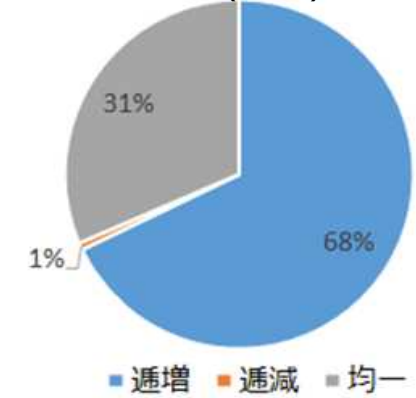
①基本水量について
「基本水量あり」が897(72%)
「基本水量なし」が349(28%)



②基本料金について
「用途別」が354(28%)
「口径別」が747(62%)
「その他」が125(10%)



③従量料金について
「逦増」が846(68%)
「逦減」が 8(1%)
「均一」が392(31%)



《箕面市の今後の方向性》

- ①基本水量については廃止の方向
- ②基本料金は固定費を回収できる設定をめざすとともに、口径別体系への移行を図る方向
- ③従量料金については逦増度を下げていく方向。

※ただし、体系の見直しに伴う課題抽出を行うとともに、現在策定中の「経営戦略」の策定結果による改定時期・改定率を踏まえた上で、段階的な廃止・移行を図るべく検討をすすめる。